雇用する労働者として雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

(1)～(5)　（略）

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。

一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者トライアルコース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（精神障害者（ニに掲げる者に限る。）にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内）の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ～ホ　（略）

二～七　（略）

4　（略）

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　（略）

2　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（ロ(1)及び第六項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロ及び次項において同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この(2)及び次項において「計画期間」という。）の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(i)及び次項において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める一般被保険者等として中途採用により雇い入れた者の割合（以下この(i)において「中途採用率」という。）が五分の三未満である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該計画期間において一般被保険者等として雇

雇用する労働者として雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

(1)～(5)　（略）

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

3　障害者トライアルコース助成金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。

一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者トライアルコース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（精神障害者（ニに掲げる者に限る。）にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内）の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ～ホ　（略）

二～七　（略）

4　（略）

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　（略）

2　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（ロ(1)及び第六項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロ及び次項において同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この(2)及び次項において「計画期間」という。）の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(i)及び次項において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める一般被保険者等として中途採用により雇い入れた者の割合（以下この(i)において「中途採用率」という。）が二分の一未満である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該計画期間において一般被保険者等として雇